

令和 8 年度 三豊市放課後児童クラブ利用申請に関する確認及び同意書

※入会申請時に提出してください。全てにチェック☑がない場合は受付できません。

提出書類	チェック	提出書類	チェック
① 入会申請書	☐	② 児童家庭調査票	☐
③ 就労証明書または就労予定書	☐	④ その他添付書類（該当者のみ）	☐
⑤ 保険加入意思表示書	☐	⑥ 利用申請に関する確認及び同意書	☐

確認事項		チェック
1	保育料は月額制であり、利用の有無にかかわらず承認期間中は保育料が発生します。（育児休業の延長により利用開始日が変更となった場合も同様です。） ただし、期日までに <u>変更届</u> （1 か月・利用形態単位の休止）または <u>中止届</u> が提出された場合は、この限りではありません。	☐
2	入会希望児童のきょうだい分も含め保育料の滞納がある場合（過去滞納分を含む）は、入会申請は受付できません。	☐
3	保育料の納付方法は口座振替です。きょうだいに登録がある場合でも、児童ごとに個別の登録が必要です。必ず金融機関にて口座振替の手続きを行ってください。ただし、既に登録済みの場合は、変更がない限り届出は不要です。 振替不能の場合は納付書を郵送しますので、必ず納付期限までに納付してください。保育料の滞納が続く場合は、利用承認を取り消すことがあります。	☐
4	生活保護世帯やひとり親家庭等で所得が一定の基準以下の世帯については、保育料の減免制度があります。申請は入会承認通知書受領後に行ってください。減免申請書は毎年度提出が必要です。	☐
5	スポーツ安全保険に加入の場合は、保険料（年間 8 0 0 円）が発生します。放課後児童クラブの利用がなく中止した場合でも、補償期間開始後は保険料の返金はできません。ただし、期日までに中止届が提出された場合は、この限りではありません。	☐
6	就労証明書における雇用期間が有期であり、かつ雇用契約の満了後の更新欄が「無」または「未定」の場合は、利用承認期間は当該雇用期間に準じます。 ただし、入会期間以降も継続した雇用を証明する就労証明書が提出された場合は、この限りではありません。	☐
7	就労状況の確認のため、必要に応じて就労先にご連絡することがあります。	☐
8	申請時の内容に変更が生じた場合（住所変更、氏名変更、勤務先や勤務時間の変更等）は、速やかに子育て支援課または各支所に変更届等を提出してください。	☐
9	施設や施設内の備品の破損について、保険が適用されない場合は、修理費等を保護者にご負担いただくことがあります。	☐
10	放課後児童クラブを利用できるのは、就労等により保護者が児童を保育できない時間に限られます。閉室時間は午後 6 時 3 0 分です。早めのお迎えにご協力ください。	☐

上記の項目について確認し、三豊市放課後児童クラブの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

放課後児童クラブ名 _____

保護者氏名 _____

児童氏名 _____ (小学校 年)